

### 8月の移動町長室は、 8月22日(水)です！

「移動町長室」は、毎月1回、町長室を歌津総合支所に移動して、そこで町長または副町長が午前9時から午後3時まで執務します。

◇問い合わせ  
歌津総合支所 総務管理課 ☎36-3921



### 長須賀海水浴場

遊泳期間 8月19日(日)まで  
午前10時～午後3時

問い合わせ  
歌津総合支所 産業建設課 商工観光振興係  
☎ 36-3926

### 海水浴場 サンオーしそごはま

遊泳期間 8月19日(日)まで  
午前9時30分～午後4時

問い合わせ  
産業振興課 観光振興係 ☎ 46-1378 内線425

## 水道のメーター検針にご協力を

水道事業所では、検針員を介して、月初めにメーター検針を行います。



▲メーターボックス付近に物を置かないなど、検針員が作業しやすいように、ご協力をお願いします。

限られた期間内で検針しますので、次のことをお願いしております。

- ◎メーターボックスの上やその周囲には、物を置かないでください。
- ◎メーターボックス内とその付近は、清潔にしてください。(特にこの季節は不衛生になりがちです。また、周辺の除草などもお願いします。)
- ◎飼犬などは、検針期間(月初め)中はメーターボックスから離れた場所につないでください。
- ◎ときどきメーターを確認して、漏水などがいないか確認してください。(メーターボックス内が水や泥で検針できないこともあります。)

平成19年度

## 宮城県下水道排水設備工事責任技術者試験及び受験講習

### ◇試験

- ・試験日時 11月1日(木) 午後1時30分～午後4時
- ・試験会場 宮城県教育会館、宮城県仙台合同庁舎
- ・申込期間 9月3日(月)～14日(金)

### ◇受験講習

- ・講習日時 10月24日(水) 午前9時～午後4時
- ・講習会場 宮城県教育会館、宮城県仙台合同庁舎
- ・申込期間 試験申し込みの際に受け付け

### ◇申込場所

上下水道事業所 ☎46-5600  
上下水道歌津事業所 ☎36-3210

※申込書は、8月下旬から上下水道事業所、上下水道歌津事業所にて配布します。

下水道・浄化槽についての問い合わせは  
上下水道事業所 ☎46-5600  
上下水道歌津事業所 ☎36-3210



## 下水道への接続にご協力を

下水道供用地区の皆さんへ

一日も早い下水道の接続で地域の生活環境を快適にしましょう

本町の下水道は、志津川処理区(中瀬町・八幡町・汐見行政区)では、供用開始後3年目を迎えました。また、伊里前処理区(伊里前上・伊里前下行政区)では、管きよ整備の進捗よくに伴い随時供用が開始されています。  
下水道は私たち家庭の台所、洗濯、風呂などから排出される生活排水や事業所などからの汚水を排除し、側溝のドブの悪臭、蚊やハエの発生をなくし公衆衛生を向上させ、美しい川や海を水質汚濁から守ります。  
下水道は使用可能となった日から3年以内に各ご家庭内の雑排水やトイレを下水道に接続する工事を行っていただく必要があります。整備した下水道施設を利用され、地域環境の改善が図れるよう、一日も早い下水道への接続工事をお願いします。

排水設備工事(排水設備・水洗便所の改造工事)は指定工事店で  
下水道への接続工事は「南三陸町排水設備指定工事店」でなければなりません。排水設備の見積りや工事の申し込みは「南三陸町排水設備指定工事店」をお願いします。

下水道への接続及び水洗化率状況(7月1日現在)

行政区	総数		水洗化済		水洗化率(%)	
	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
中瀬町	183	553	125	368	68.3	66.5
八幡町	163	465	102	304	62.6	65.4
汐見町	144	397	106	286	73.6	72.0
志津川処理区計	490	1,415	333	958	68.0	67.7
伊里前上	195	624	115	388	59.0	62.2
伊里前下	151	477	74	249	49.0	52.2
伊里前処理区計	346	1,101	189	637	54.6	57.9

### 宅内の下水管の清掃を町で依頼することはありません

最近、下水道や浄化槽の接続家庭に、「宅内の下水管の清掃をしませんか。」との訪問セールスがあり、「町で依頼しているのですか？」との問い合わせがあります。

宅内の下水管の清掃を町で依頼することはありません。ご家庭で、清掃するかどうかのご判断をしてください。

なお、ご不明な点がございましたら上下水道事業所へご相談ください。

排水設備工事は町融資あっせん制度の利用を  
下水道供用開始の日から3年以内に排水設備、水洗便所などの改造工事を行う場合は工事費を100万円以内(アパルトの場合300万円以内)で町が融資あっせんし、その利子を町で支払いますのでご利用ください。